

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨

我が国では高齢者の増加が加速しており、総務省統計局の人口推計によると、令和2年4月1日現在、65歳以上の人口は3,605万人（概算値）となり、総人口（1億2596万人）に占める割合（高齢化率）は28.6%で、国民の約4人に1人以上が高齢者となっています。

高齢者人口は、令和2年版高齢社会白書によると、「団塊の世代*（昭和22年から昭和24年までの3年間に出生した世代）」が65歳以上の前期高齢者となった平成27（2015）年に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。また、要介護認定率が高くなる後期高齢者は、平成12（2000）年の介護保険制度施行当時、約900万人と総人口比約7%だったものが令和7（2025）年には2,180万人と総人口比約18%に急増すると見込まれていることから、現在の介護保険水準を維持した場合、今後、介護給付費総額、介護保険料は共に上昇し、令和7（2025）年は大幅に膨らむと予測されています。

これに対し、国はこれまでに平成17年、平成23年、平成26年、平成29年と介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・保健・介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム*）を構築し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年までの「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により、地域包括ケアシステムを推進していくことが示されてきました。

平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会*の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

このようなことから、本計画は、摂津市の地域包括ケアシステムを一層、深化・推進しつつ、これまでの取組を引き継ぎ、これからの高齢者があらゆる世代の市民とともに誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指して、「第8期せつつ高齢者かがやきプラン（摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

.....

(1) 法令等の根拠

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号、最終改正：平成29年6月2日法律第52号）第20条の8の規定に基づき、策定するものです。老人保健法が平成20年4月1日で「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され老人保健計画策定の義務はなくなりましたが、本計画には、従来からの老人保健事業の内容を盛り込み、また、本市の健康増進計画（「まちごと元気！健康せつつ21」）の考え方もふまえて策定します。

「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号、最終改正：平成29年6月2日法律第52号）第117条に規定する、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）」として策定します。

(2) 計画の性格

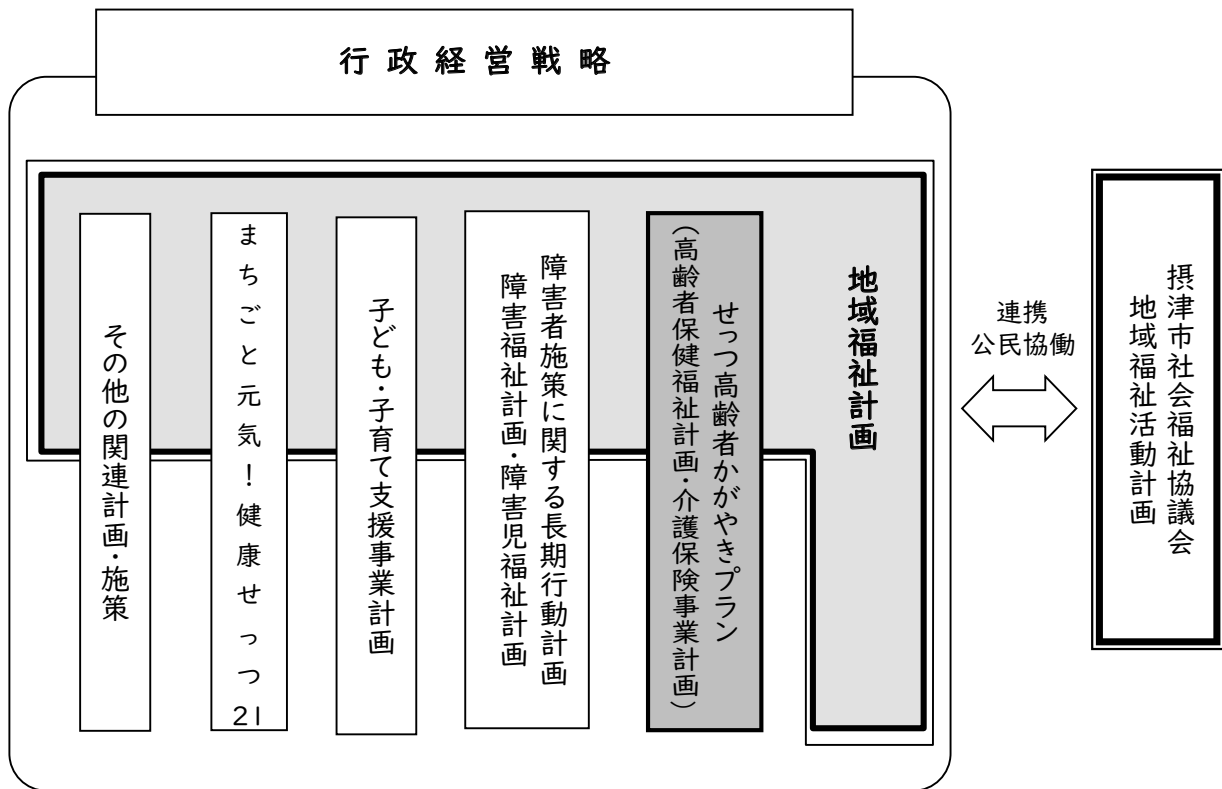
第8期計画以降の計画は、令和7（2025）年を見据えた地域包括ケア計画として地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、令和22（2040）年をも見越した地域包括ケアシステムを一層深化・推進するものであることから、「第7期せつつ高齢者かがやきプラン（摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」の後継計画として、理念や考え方を引き継いで策定するものです。

「高齢者保健福祉計画」は、本市における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健福祉事業における総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する部分など、介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

(3) 行政経営戦略*と分野計画の関係

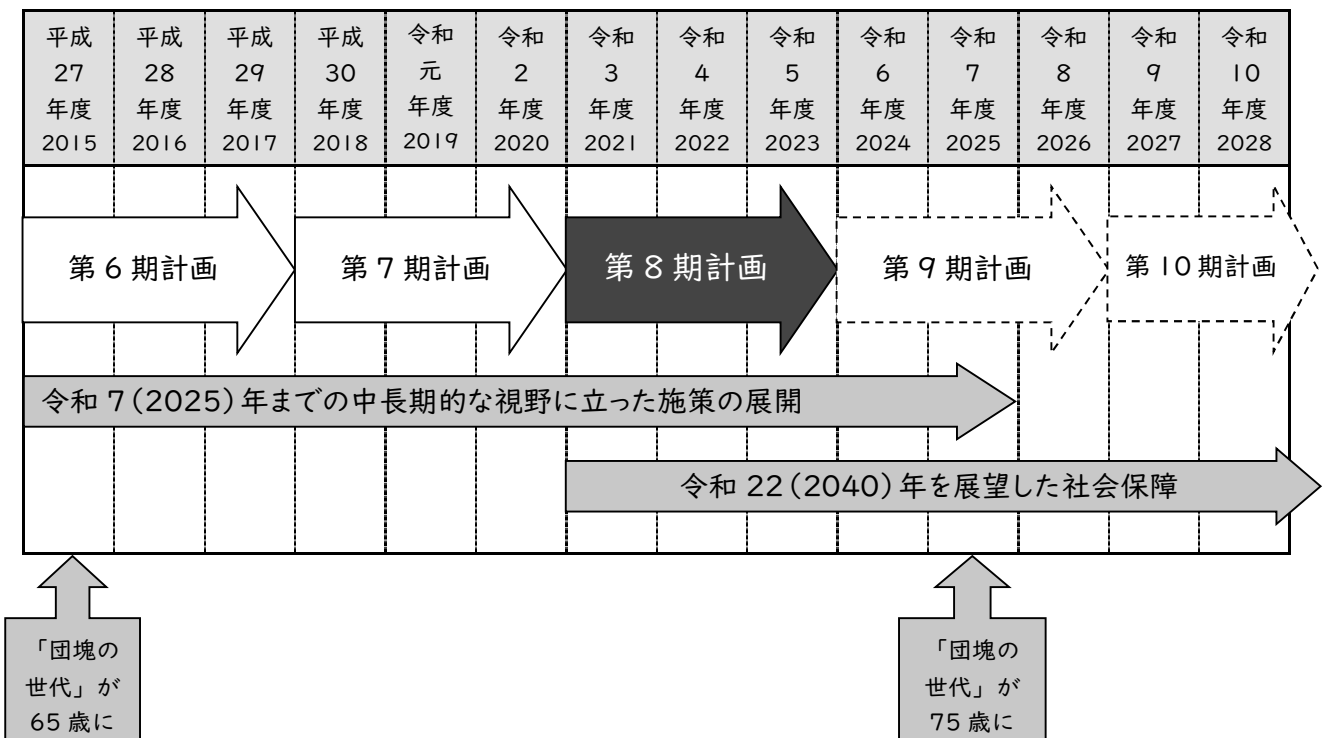
本計画は、摂津市行政経営戦略の分野「福祉」の施策「高齢福祉」について、「第4期摂津市地域福祉計画」をふまえながら、具体的な施策の展開を示すものです。また、高齢福祉に関連する他の分野計画との整合性を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第8期介護保険事業計画の計画期間は令和3～5年度となります。高齢者保健福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者保健福祉計画の計画期間も令和3～5年度となります。

令和7（2025）年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、高齢者などの現状をふまえ、その意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、全市的な体制のもと、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、本市の福祉行政を総合的に審議する機関であり、学識経験者、市内の保健・医療・福祉関係機関などから構成された「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」において、審議しながら策定しました。また、庁内において、関係部局と連携し、次項の方法で市民の意見や意向を把握し、大阪府とも調整を図りながら、策定しました。

(2) 計画策定の方法

① アンケート調査の実施

計画の策定に向けた基礎資料とするため、50歳以上の市民、要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

② パブリックコメント*の実施

計画の策定にあたっては、広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、市ホームページをはじめ、市役所や公民館、図書館、高齢者施設などを通じて、パブリックコメントを実施し、計画への反映に努めました。

③ 国・大阪府との調整及び連携

本計画の策定過程においては、国の動向を捉えつつ、厚生労働省が示す方向や地域包括ケア「見える化」システム*を参照しました。また、大阪府から技術的事項における助言を受け、協議を行い計画に反映しました。さらに、本計画の作成にあたっては、大阪府高齢者計画及び大阪府医療計画との整合を図りました。

※ 地域包括ケア「見える化」システムとは

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

5 介護保険制度改正のポイント

(1) 第7期より続くポイント

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年や、団塊ジュニア*世代が高齢期を迎える令和22(2040)年も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質の高いサービスを提供していくと同時に、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このため、平成29年の介護保険制度の改正(「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成29年5月26日成立)では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」の取組、「医療・介護の連携」、「地域共生社会の実現」を推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のような考え方が示されています。

第7期の介護保険制度改正のポイント

○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)
 - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)
 - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
 - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービス*を位置付ける

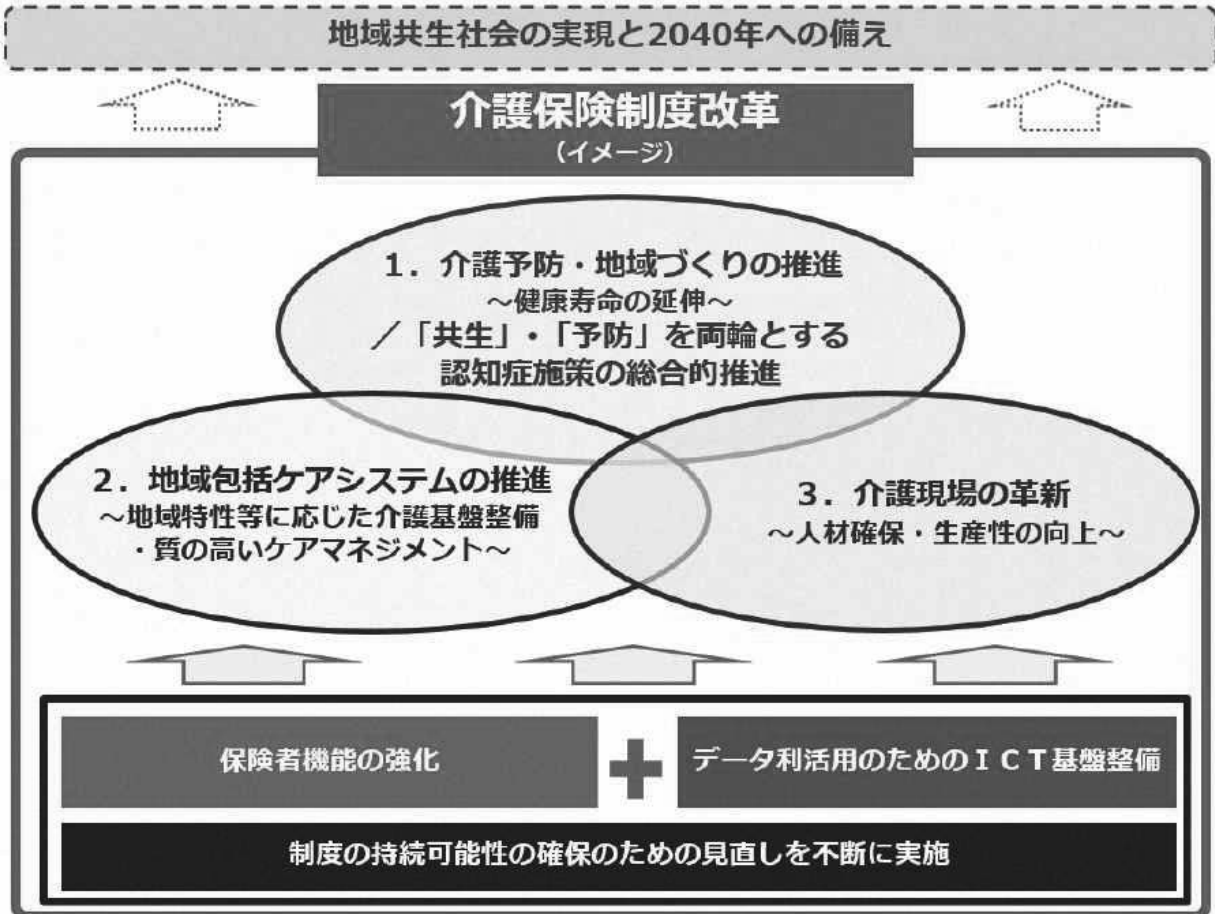
II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
- 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

(2) 第8期計画策定のポイント

国の「社会保障審議会介護保険部会」（令和2年7月27日）では、3つの方針と、それを推進するために重要な取組に対する「介護保険制度の見直しに関する意見」をふまえて、7つの「第8期計画において記載を充実する事項」が提示されています。

<参考：介護保険制度改革の全体像>



【第8期計画において記載を充実する事項】

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

【考え方】

- ・2025、2040年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。
- ・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要
- ・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要

② 地域共生社会の実現

【考え方】

- ・地域共生社会の理念や考え方をふまえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

【考え方】

- ・高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防と健康づくりの一体的な取組を強化して健康寿命*の延伸を図ることが求められる。

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

【考え方】

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている。

⑤ 認知症施策推進大綱*等をふまえた認知症施策の推進

【考え方】

- ・認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策が進んでいる。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【考え方】

- ・2025年以降は現役世代の減少により、介護人材の不足がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある。

⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

【考え方】

- ・災害や感染症に対する備えとして、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、災害や感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行うことが重要である。